

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                              |
|-------|-----------------------------------|
| 26    | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

|      |    |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

## 評価実施機関名

呉市長

## 公表日

令和3年9月1日

## 項目一覧

|                      |
|----------------------|
| I 基本情報               |
| II 特定個人情報ファイルの概要     |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策            |
| IV 開示請求、問合せ          |
| V 評価実施手続             |
| (別添2) 変更箇所           |



| システム3   |  |                    |              |                      |  |             |  |   |   |
|---|--|--------------------|--------------|----------------------|--|-------------|--|---|---|
| ①システムの名称  | 番号連携サーバ  |                    |              |                      |  |             |  |   |   |
| ②システムの機能  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名番号機能<br/>団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、既存システム及び中間サーバに対し返却する。</li> <li>・宛名情報等管理機能<br/>団体内統合宛名システムにおいて、宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し管理する機能</li> <li>・中間サーバ連携機能<br/>中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する機能</li> <li>・既存システム連携機能<br/>既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能</li> </ul>   |                    |              |                      |  |             |  |   |   |
| ③他のシステムとの接続   | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバ</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table> | [ ] 情報提供ネットワークシステム | [ ] 庁内連携システム | [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム | [ ] 宛名システム等 | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバ | ) |
| [ ] 情報提供ネットワークシステム                                  | [ ] 庁内連携システム   |                    |              |                      |  |             |  |   |   |
| [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                                | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム   |                    |              |                      |  |             |  |   |   |
| [ ] 宛名システム等   | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム   |                    |              |                      |  |             |  |   |   |
| [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバ | )  |                    |              |                      |  |             |  |   |   |
| システム6～10  |  |                    |              |                      |  |             |  |   |   |
| システム11～15   |  |                    |              |                      |  |             |  |   |   |
| システム16～20   |  |                    |              |                      |  |             |  |   |   |

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| <b>3. 特定個人情報ファイル名</b>             |   |
| 新型インフルエンザ等予防接種ファイル                |   |
| <b>4. 個人番号の利用 ※</b>               |   |
| 法令上の根拠                            | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一の93の2の項  |
| <b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b> |   |
| ①実施の有無                            | [ 実施する ] <span style="float: right;">         &lt;選択肢&gt;<br/>         1) 実施する<br/>         2) 実施しない<br/>         3) 未定       </span> |
| ②法令上の根拠                           | 番号法第19条第8号及び別表第二の115の2の項  |
| <b>6. 評価実施機関における担当部署</b>          |   |
| ①部署                               | 福祉保健部地域保健課  |
| ②所属長の役職名                          | 地域保健課長  |
| <b>7. 他の評価実施機関</b>                |   |
|                                   |   |

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名     |  |
|--------------------|--|
| 新型インフルエンザ等予防接種ファイル |  |
| 2. 基本情報            |  |
| ①ファイルの種類 ※         | [ システム用ファイル ]<br><選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)  |
| ②対象となる本人の数         | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ③対象となる本人の範囲 ※      | 予防接種対象者及び予防接種済みの者  |
| その必要性              | 予防接種状況を把握するため、接種履歴を管理する必要がある。  |
| ④記録される項目           | [ 10項目以上50項目未満 ]<br><選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上  |
| 主な記録項目 ※           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報<br/>[ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報<br/>[ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報<br/>[ ] 災害関係情報<br/>[ ] その他 ( )</li> </ul> |
| その妥当性              | 識別情報: 対象者を正確に特定するため必要<br>連絡先情報: 連絡先, 住所等, 接種の通知書の送付先把握のため必要  |
| 全ての記録項目            | 別添1を参照。  |
| ⑤保有開始日             | 令和3年4月1日   |
| ⑥事務担当部署            | 福祉保健部地域保健課   |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 |  |  |
|-----------------|--|--|
| ①入手元 ※          | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民窓口課 )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( )<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |  |
| ②入手方法           | <input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( )                   |  |
| ③使用目的 ※         | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事業に基づく接種対象者の把握、管理のため使用する。  |  |
| ④使用の主体          | 使用部署   | 福祉保健部地域保健課   |
|                 | 使用者数   | <input type="checkbox"/> 10人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul> |
| ⑤使用方法           | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事業の実施事務。   |  |
|                 | 情報の突合  | 本人を検索し、住民情報、接種履歴を確認する。   |
| ⑥使用開始日          | 令和3年4月1日   |  |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 |  |  |
|----------------------|--|--|
| 委託の有無 ※              | [ 委託する ] <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( 1 ) 件  |  |
| 委託事項1                | 健康管理システムの開発・運用・保守  |  |
| ①委託内容                | 健康管理システムの開発・運用・保守  |  |
| ②委託先における取扱者数         | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |  |
| ③委託先名                | 株式会社 エムセック   |  |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託しない ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない |
|                      | ⑤再委託の許諾方法  |  |
|                      | ⑥再委託事項   |  |
| 委託事項2～5              |  |  |
| 委託事項6～10             |  |  |
| 委託事項11～15            |  |  |
| 委託事項16～20            |  |  |



| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |   |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無                     | [ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件<br>[ ○ ] 行っていない   |
| 提供先1                         |   |
| ①法令上の根拠                      |   |
| ②提供先における用途                   |   |
| ③提供する情報                      |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ ] [ ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           |   |
| ⑥提供方法                        | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )     |
| ⑦時期・頻度                       |   |
| 提供先2～5                       |   |
| 提供先6～10                      |   |
| 提供先11～15                     |   |
| 提供先16～20                     |   |



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(住基)

- ・宛名番号
- ・カナ氏名
- ・漢字氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所

(業務)

- ・接種年月日
- ・接種種類
- ・接種識別
- ・医療機関名
- ・医師名
- ・接種液名
- ・接種量
- ・製造者名
- ・製造日
- ・検定日
- ・ロット番号

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

|  |   |
|--|---|
| <b>1. 特定個人情報ファイル名</b>  |   |
| 新型インフルエンザ等予防接種ファイル   |   |
| <b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>  |   |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク  |   |
| リスクに対する措置の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種歴の入手については複数項目の本人情報の確認を行う。</li> <li>・予防接種歴の記載箇所を明確化し、不要な情報は記載されない様式とする。</li> </ul>                   |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システムの端末は、権限を与えられた者のみがパスワードで操作できる。</li> <li>・健康管理システムの端末の画面は、来庁者の目に触れないよう設置する。</li> </ul> |   |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>  |   |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク  |   |
| リスクに対する措置の内容   | ・健康管理システムには、健康管理に関係のない情報は保有しない。   |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク  |   |
| ユーザ認証の管理   | [ 行っている ] <選択肢><br>1) 行っている      2) 行っていない  |
| 具体的な管理方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。</li> <li>・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制御している。</li> <li>・パスワードについては、定期的に変更している。</li> </ul> |
| その他の措置の内容  |   |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |   |
| 特定個人情報の保護に関する職員研修を実施している。  |   |



| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)  |  |
|--|--|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク   |  |
| リスクに対する措置の内容   | <p>&lt;番号連携サーバのソフトウェアにおける措置&gt;<br/>           ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>&lt;番号連携サーバの運用における措置&gt;<br/>           ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/>           ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報照会及び照会した情報の受領を行う機能。(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバの運用における措置&gt;<br/>           ①中間サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク  |  |
| リスクに対する措置の内容   | <p>&lt;番号連携サーバのソフトウェアにおける措置&gt;<br/>           ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>&lt;番号連携サーバの運用における措置&gt;<br/>           ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置)<br/>           ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムが入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>  |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |  |
| <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;<br/>           ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバプラットフォームにおける措置&gt;<br/>           ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> |  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                        |  |
|--|--|
| リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク               |  |
| ①事故発生時手順の策定・周知                         | [ 十分に行っている ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |
| その内容                                   |  |
| 再発防止策の内容                               |  |
| その他の措置の内容                              | <呉市における措置><br>・生体認証等の入退室管理を行っている庁内サーバ室の鍵付き専用ラックに設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要としている。<br>・データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは施錠できる保管庫にて管理する。 |
| リスクへの対策は十分か                            | [ 十分である ] <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |  |
|  |  |

|                        |  |
|------------------------|--|
| <b>8. 監査</b>           |  |
| 実施の有無                  | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b> |  |
| 従業者に対する教育・啓発           | [    ] 十分に行っている                      <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| 具体的な方法                 | <p>&lt;呉市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、配属時及び年1回、個人情報保護、特定個人情報の取扱い、法令等に違反した場合の罰則、情報セキュリティ等に関する研修を実施する。</li> <li>・委託業者に対しては、覚書に個人情報(特定個人情報を含む。)保護に関する条文を規定するとともに、業務に従事する従業員に対して、着任時に守秘義務に関する誓約書を取り交わすことを義務付ける。また、委託業者内においてセキュリティ教育を実施することを義務付ける。</li> </ul> |
| <b>10. その他のリスク対策</b>   |  |
|                        |  |



## IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
|--------------------------|--|
| ①請求先                     | 呉市福祉保健部地域保健課<br>〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号<br>電話番号0823-25-3525 |
| ②請求方法                    | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。                         |
| ③法令による特別の手続              |  |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等         |  |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| ①連絡先                     | 呉市福祉保健部地域保健課<br>〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号<br>電話番号0823-25-3525 |
| ②対応方法                    | 問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。                             |

## V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価             |   |
|-----------------------|---|
| ①実施日                  | 令和3年3月10日   |
| ②しきい値判断結果             | [ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)<br>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 |   |
| ①方法                   |   |
| ②実施日・期間               |   |
| ③主な意見の内容              |   |
| 3. 第三者点検【任意】          |   |
| ①実施日                  |   |
| ②方法                   |   |
| ③結果                   |   |

